

件名	愛媛県安心こども基金条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>子育て支援対策臨時特例交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置  <u>保育所の整備その他子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、安心こども基金を設置する。</u></p> <p>2 積立て  一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理  現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理  収益は、予算に計上して、基金に編入する。</p> <p>5 処分  目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用  <u>財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p>	
施行日	公布の日(平成23年3月31日限り失効)
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 基金事業の概要</p> <p>保育所等整備事業</p> <p>(1) 保育所等整備事業(実施主体 市町)</p> <p>ア. 保育所緊急整備事業 ... 保育所の施設整備費の補助</p> <p>イ. 賃貸物件による保育所整備事業 ... 賃貸物件の賃借料・改修費等の補助</p> <p>ウ. 子育て支援のための拠点整備事業 ... 子育て支援のための拠点施設の施設整備の補助</p> <p>(2) 放課後児童クラブ設置促進事業(実施主体 市町)</p> <p>小学校等の空き教室等を放課後児童クラブとして利用するための施設改修等の経費の補助</p> <p>(3) 認定こども園整備事業(実施主体 市町)</p> <p>ア. 認定こども園整備事業 ... 認定こども園の施設整備費の補助</p> <p>イ. 認定こども園事業費 ... 認定こども園の事業費を補助</p> <p>家庭的保育改修等事業</p> <p>(1) 家庭的保育改修事業(実施主体 市町)</p> <p>家庭的保育事業の実施場所に係る改修費を補助</p> <p>(2) 家庭的保育者研修事業(実施主体 県、市町)</p> <p>家庭的保育者の研修を実施するための費用を補助</p> <p>保育の質の向上のための研修事業等(実施主体 県、市町)</p> <p>保育の質の向上のため、保育所等の保育士を対象に実施する研修費用等の補助</p> <p>2 基金繰入額見込み  平成20年度 約10億円</p> <p>3 基金の残額の処分  基金は平成23年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>	